

科学技術社会論学会第10回年次研究大会実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、科学技術社会論学会第10回年次研究大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、科学技術社会論学会第10回年次研究大会を企画・運営することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 年次研究大会の準備・運営
- (2) プログラム・予稿集の作成
- (3) 年次研究大会期間中に開催される科学技術社会論学会の行事の支援
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第4条 実行委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名
- (3) 会計担当 1名

2 役員は科学技術社会論学会理事会により選出された者とする。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員は、委員会を構成し、会務の執行について決定する。
- 3 会計担当は、事業の執行に必要な経理を担当する。

(任期)

第7条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

- 2 ただし、事業完了後は任期前であっても速やかに実行委員会は解散する。

(委員会)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) 役員の選任に関する事
- (4) 会則の制定及び改廃に関する事

(召集)

第9条 実行委員会は、委員長が招集する。

(会議の運営)

第10条 実行委員会の議長は、委員長もしくは委員長から委任を受けた者がこれに当る。

(定足数)

第11条 会議は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、やむを得ない理由により、会議に出席できない場合は、議決権を委任することができる。

(表決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決定する。

(経費)

第13条 事業の経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 科学技術社会論学会
- (2) 年次研究大会参加費
- (3) その他団体・企業からの広告費等

(予算及び決算)

第14条 年次研究大会の予算は、委員長がこれを調整し、委員会が決定する。

2 年次研究大会の決算は、委員長がこれを委員会の認定に付する。

(所在地と事務局)

第 15 条 実行委員会は所在地を以下とする。所在地には事務局をおき、会計担当を以て事務局責任者にあてる。

東京都目黒区大岡山 2-1 2-1 S6-5
東京工業大学理工学研究科 調研究室

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

(設立年月日)

平成 23 年 5 月 1 日

付則

この会則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行し、解散の日をもってその効力を失う。

別表 (科学技術社会論学会第 10 回年次研究大会実行委員会役員)

委員長 加藤和人 (京大)

委員 伊勢田哲治 (京大)、永田素彦 (京大)、標葉隆馬 (総研大)

会計担当 調麻佐志 (東工大)